

犯罪被害者等基本計画骨子案（３）

- 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（基本法第 14, 15, 19 条関係） - についての修正点

国立精神・神経センター精神保健研究所

中島聡美

基本的施策

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第 14 条関係）

[今後講じていく施策]

- (2) ~~PTSD~~PTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等の PTSD 等の精神的被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療・鑑定等を行う専門家及び施設が不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、必要とされる専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策を検討し、1 年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

- (8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成 13 年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、**児童虐待や DV を含む犯罪被害者の心理と治療・対応についての研修を充実させる**。【厚生労働省】

* (8) については直接この文面について討議されたわけではないですが、前回の話の内容をかんがみ、こういった形にするほうがよいかと思いました。